

令和4年度第2回総合教育会議

日 時：令和5年2月14日(火)16時15分～
(施設視察15時～)

場 所：幕別中学校

1 開会挨拶

2 協議事項

(1) 幕別本町地区の子育て施設等の今後について 【資料1-1、資料1-2】

(2) 部活動の地域移行について 【資料2-1、資料2-2】

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

資料1-1 幕別本町地区の子育て施設等の状況

資料1-2 「幕別本町地区の子育て施設等の今後について」に係る検討等の進捗状況

資料2-1 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】 ※ スポーツ庁及び文化庁資料

資料2-2 令和4年度 町内中学校部活動加入状況

1 幕別本町地区の子育て施設等の状況

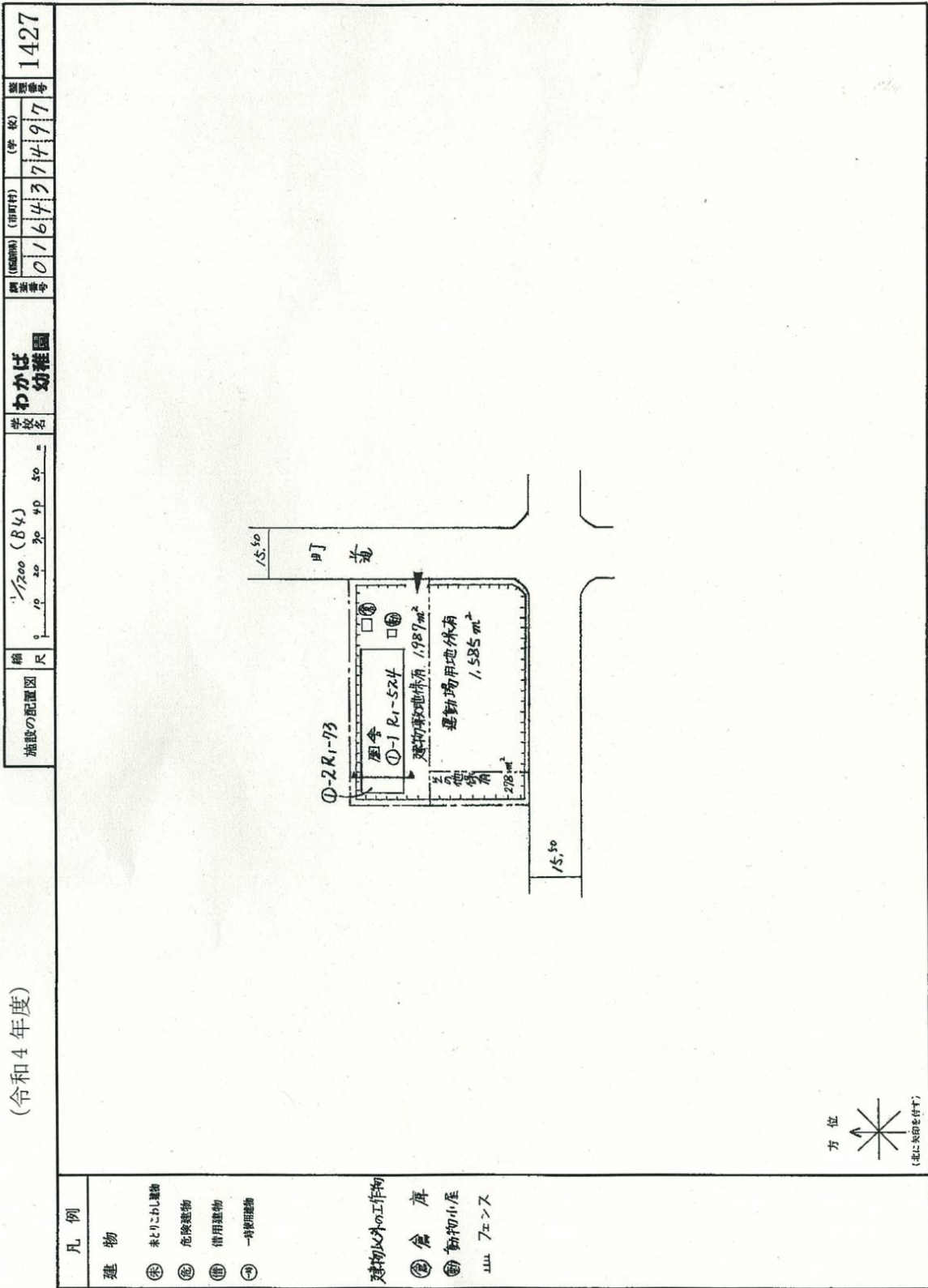
施設名	敷地面積 (㎡)	建物用途	構造	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
わかば幼稚園	3,850	園舎	鉄筋コンクリート造 平屋建て	597	昭53	・配置図 P 2 ・平面図 P 3
幕別中央保育所	3,696 (借地445)	園舎	コンクリートブロック造 平屋建て	639	昭48	・配置図 P 4 ・平面図 P 5
幕別小学校	40,144	校舎	鉄筋コンクリート造 2階建て	4,416	昭52	・配置図 P 6 ・平面図 P 7・8
		屋体	鉄筋コンクリート造	981	昭53	
幕別中学校	58,441	校舎	鉄筋コンクリート造 2階建て	4,508	平5	・配置図 P 9 ・平面図 P 10・11
		屋体	鉄筋コンクリート造	1,243	昭63	

※児童生徒数(令和4年4月1日現在)

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	合計
わかば幼稚園				4	5	5										14
幕別中央保育所	2	8	12	16	16	23										77
幕別小学校							24	27	28	21	31	28				159
幕別中学校													24	29	25	78
合計	2	8	12	20	21	28	24	27	28	21	31	28	24	29	25	328

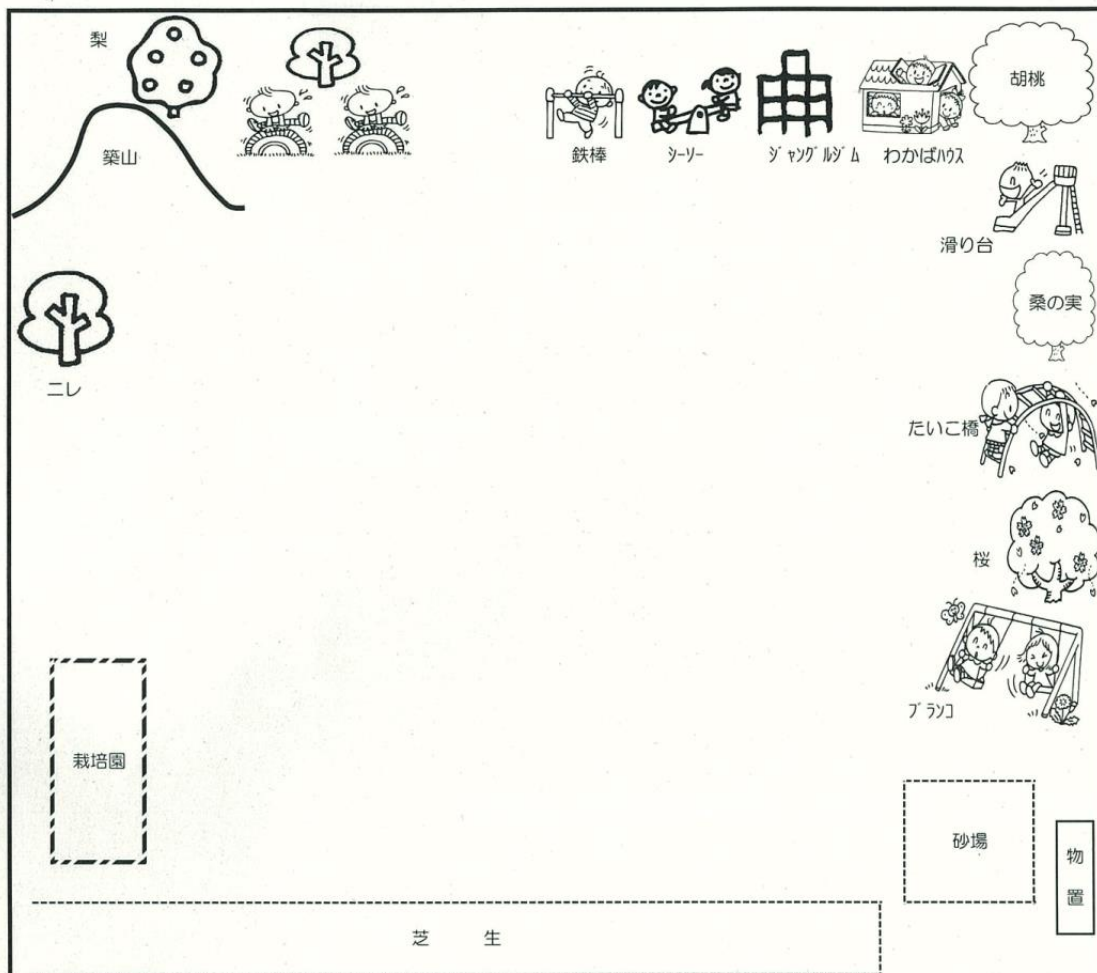
わかば幼稚園 配置図



わかば幼稚園 平面図

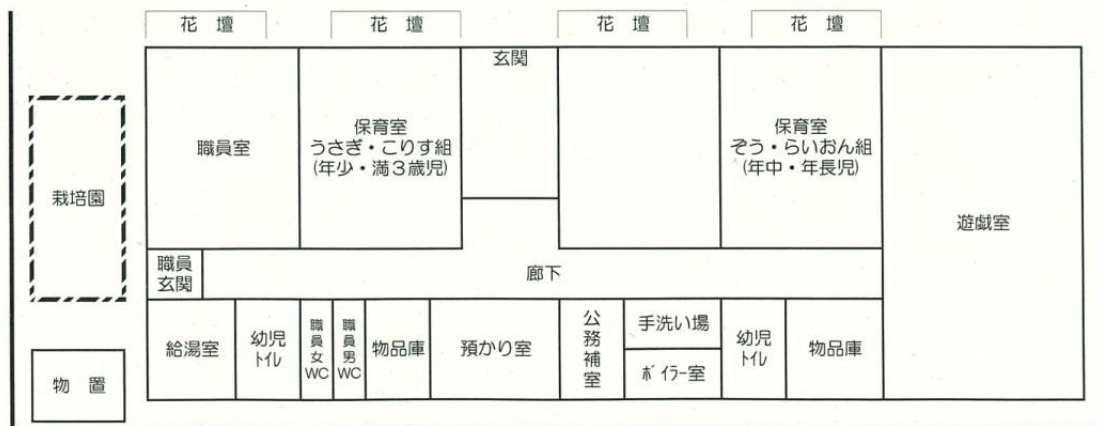
園地・園舎の略図

○園地：東西70m 南北55m 面積：3,850㎡

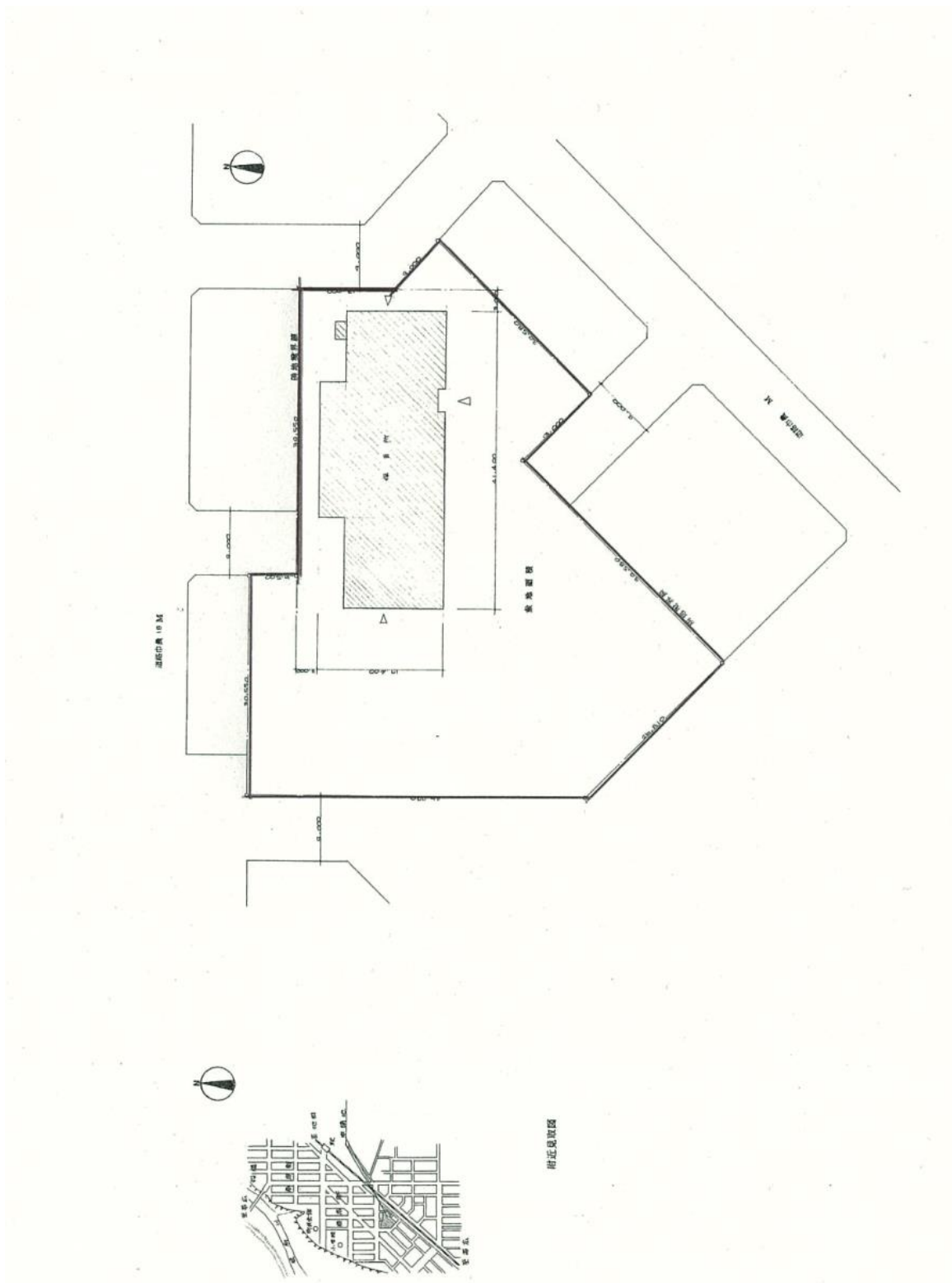


門

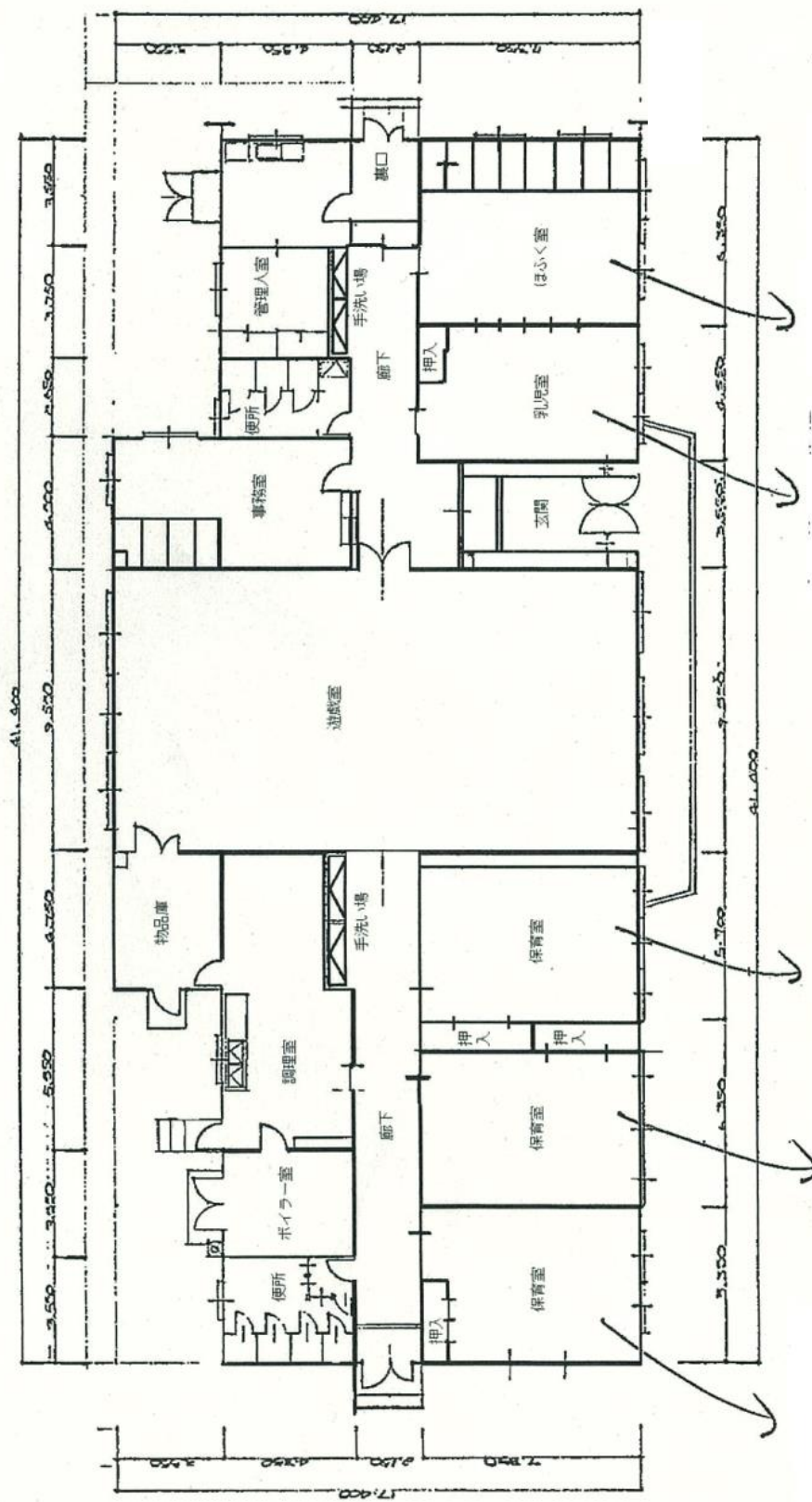
門



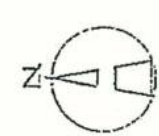
幕別中央保育所 配置図



幕別中央保育所 平面図



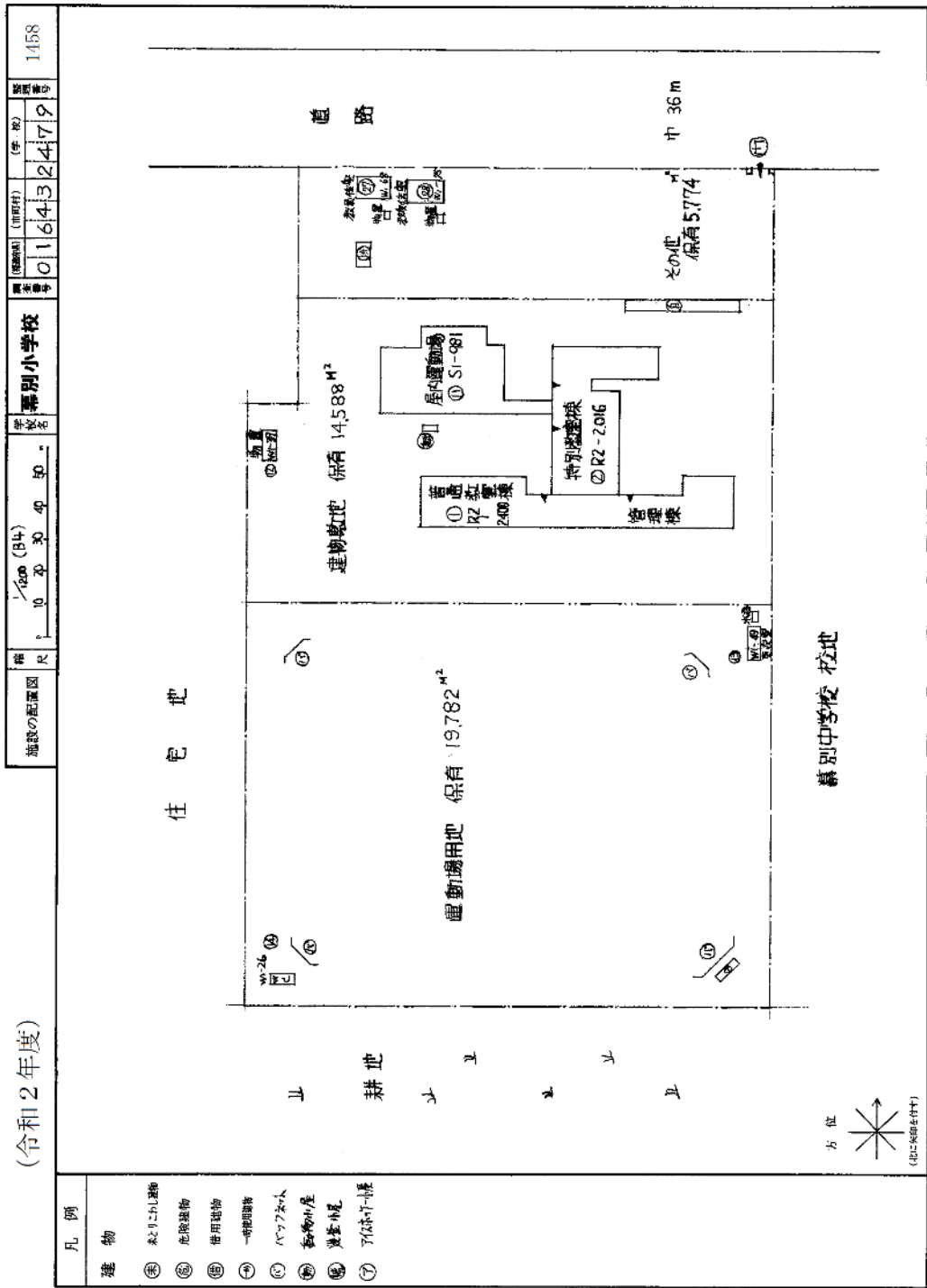
統合後：5歳児 統合後：4歳児 統合後：3歳児 変更後：2歳児 変更後：0、1歳児



中央保育所平面図

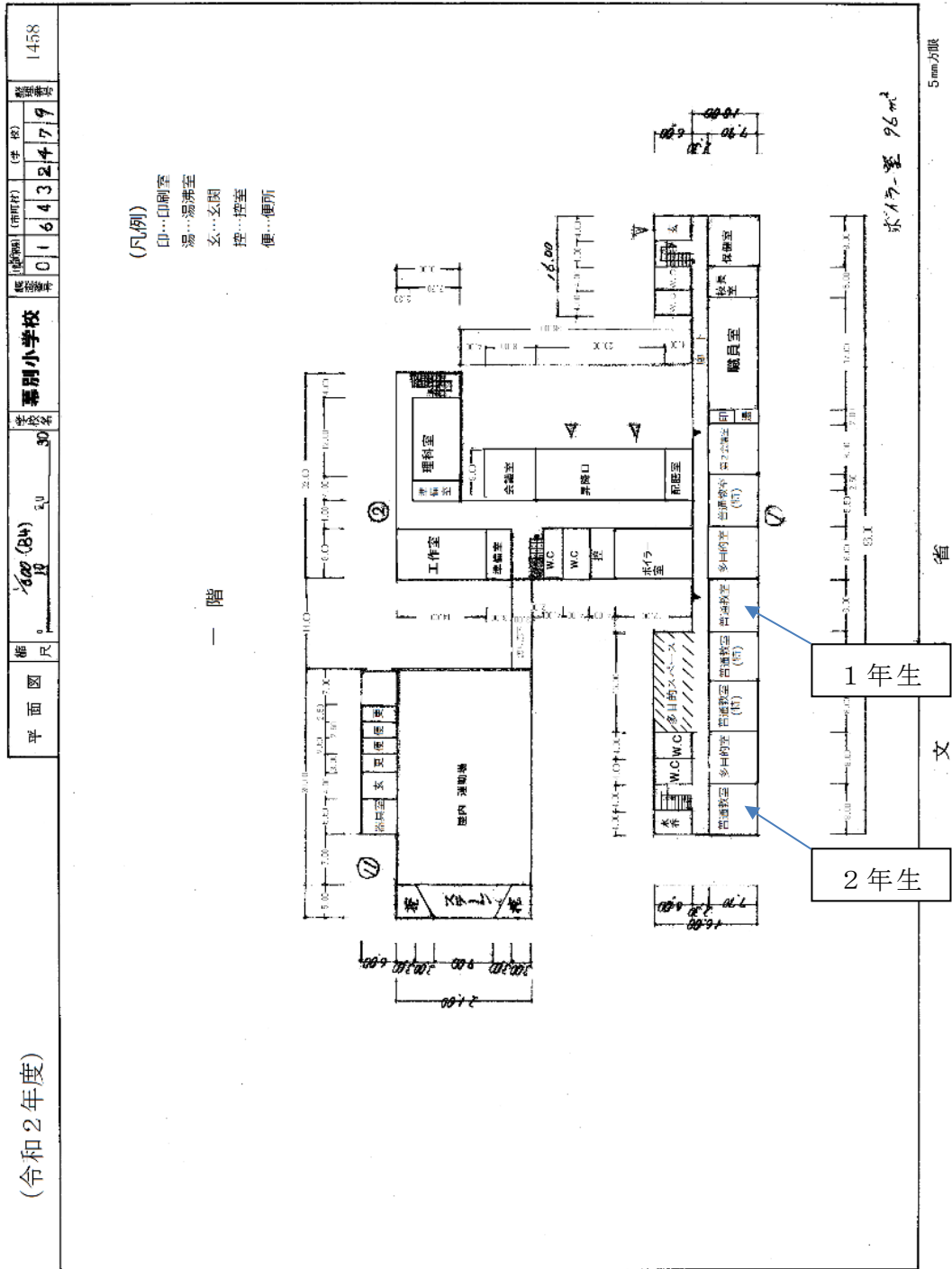
5:1:200

幕別小学校 配置図

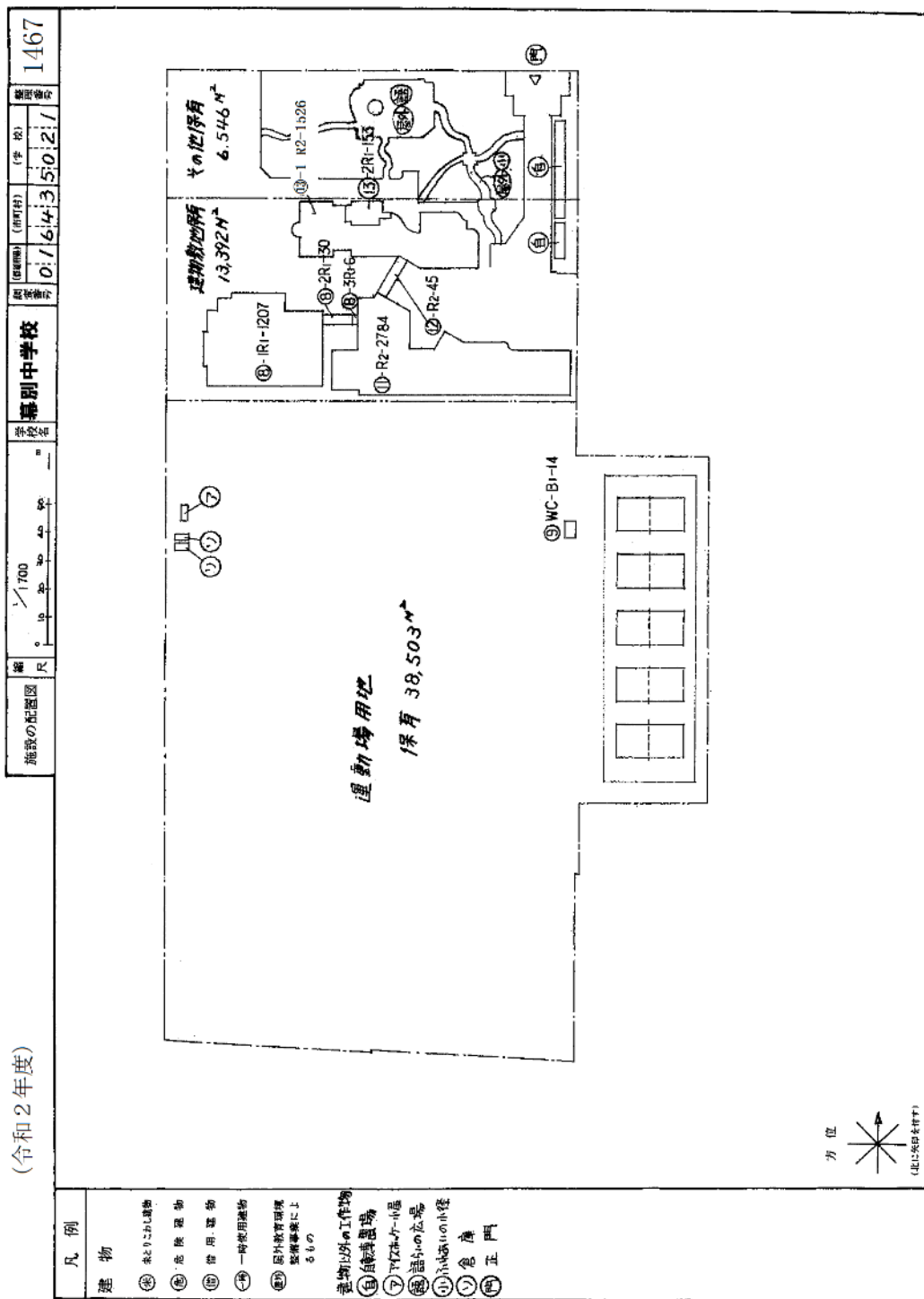


幕別小学校 平面図

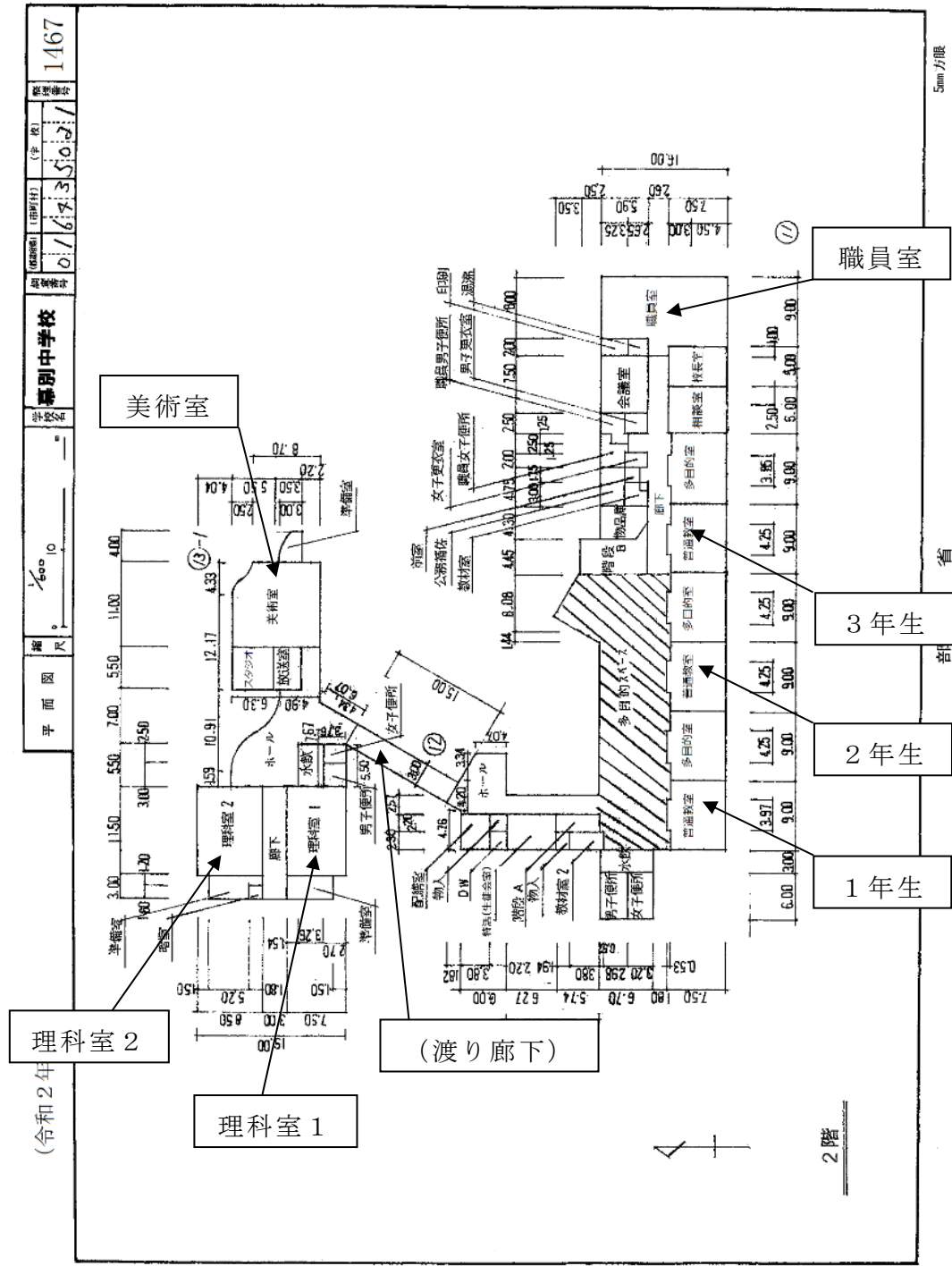
(1階)



幕別中学校 配置図



(2階)



2 「幕別本町地区の子育て施設等の今後について」に係る検討等の進捗状況

(1) 「幕別中央保育所とわかば幼稚園の今後について」

幕別区域（本町地区）における子育て施設は、少子化に伴う幕別区域の児童数減少と、幕別中央保育所及びわかば幼稚園の2施設の老朽化に伴い建替が必要であるという課題から、平成26年度以降、関係機関で協議を開始し、令和2年3月に策定した第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画において、「幕別区域の幼稚園と認可保育所については、保護者の幼児教育に関するニーズを再確認したうえで、令和6年度までに町立の幼保連携型認定こども園への移行に向けて検討を続ける。」としたところであります。

また、令和2年12月に策定した、「幕別中央保育所とわかば幼稚園の今後の方向に係る考察について」において、幕別地区の児童数減少と両施設の老朽化に伴い、幼稚園と保育所の機能や両方の長所を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園（保育所型）」を新規に整備するか、教育認定の児童が特別利用保育として幕別中央保育所を利用し、幕別中央保育所を建替整備するかなど、保護者等の幼児教育のニーズの確認に努め、施設整備の内容を検討することとしたところであります。

さらに、令和3年度及び令和4年度に開催されたわかば幼稚園運営協議会において、「園児の少人数化により、幼稚園の教育的機能が成り立つのか。保護者の理解を得ながら、早急に、現在の幼稚園のあり方について検討する必要がある。」などの意見があり、早急に少人数教育の解消等を行う必要があると考え、早い段階（既存の幕別中央保育所を利用）での「認定こども園」への移行について検討することとしました。

○令和4年7月以降の検討等の状況（予定）

	保護者等への取組	こども課・学校教育課の取組
令和4年 7月		○ 近隣自治体の認定こども園視察（浦幌町：保育所型） ・ 保育所型のメリット等について
11月	○ <u>幕別中央保育所とわかば幼稚園の利用保護者に対する意見聴取（説明とアンケート調査）</u> ・ 幕別中央保育所とわかば幼稚園の今後について（認定こども園への移行について）	○ 近隣自治体の認定こども園視察（鹿追町：幼保連携型、清水町：保育所型） ・ 保育所型のメリット等について
令和5年 4月	○ <u>本町地区有児家庭保護者説明会</u> ・ 保育、教育内容について、「入所のしおり」に記載する内容を説明	
5月	○ <u>本町地区有児家庭保護者説明会</u> ・ 保育、教育内容について、「入所のしおり」に記載する内容を説明	
令和6年 3月	○ <u>幕別中央保育所閉所、わかば幼稚園閉園</u>	
4月	○ <u>認定こども園開設</u>	

(2) 「幕別小学校と幕別中学校の今後の小中一貫教育の進め方について」

幕別小学校と幕別中学校は、令和元年度から「まくべつ学園」として、9年間の一貫した系統的な教育課程を編成し、中学校教員の小学校への乗入授業、小学生の中学校登校など、小中一貫教育に積極的に取り組み、様々な成果を挙げています。

また、幕別町教育委員会では、令和2年11月に「幕別町学校施設の長寿命化計画」を策定し、令和4年度から札内南小学校の長寿命化改修工事に着手していますが、次期対象施設として幕別小学校校舎を検討してきたところであります。

さらに、「まくべつ学園」の学校運営協議会において、「小中一貫教育をより一層推進するためには、施設一体型が望ましい」との意見をいただいたところであります。

以上を踏まえ、本年度、幕別町教育委員会では、今後もさらに、小中一貫教育を推進するに当たり、「まくべつ学園」のあり方と施設整備の方向性を検討するため、「幕別小学校と幕別中学校の今後の小中一貫教育の進め方について」を昨年7月に策定し、次の3通りから、「まくべつ学園」のあり方と施設整備の方向性を検討することとしました。

- (1) 幕別小学校と幕別中学校を使用した「施設分離型」の「小中一貫型小学校・中学校」
- (2) 幕別小学校あるいは幕別中学校を活用した「施設一体型」の「小中一貫型小学校・中学校」
- (3) 幕別小学校あるいは幕別中学校を活用した「義務教育学校」

○令和4年11月以降の検討等の状況（予定）

	保護者等への取組
令和4年11月	○ <u>幕別小学校保護者懇談会で説明</u> （幕別小中学校の今後の小中一貫教育の進め方について）
12月	○ <u>幕別中学校保護者懇談会で説明</u> （幕別小中学校の今後の小中一貫教育の進め方について）
令和5年1月	○ 「 <u>学校だより</u> 」による <u>情報発信①</u> （幕別小中学校の今後の小中一貫教育の進め方・小中一貫教育「まくべつ学園」講演会開催について）
2月	○ <u>幕別小学校保護者懇談会、PTA運営委員会で説明</u> （施設一体型について） ○ <u>幕別中学校PTA運営委員会で説明</u> （施設一体型について） ○ <u>小中一貫教育「まくべつ学園」講演会の開催</u> ・ 令和5年2月24日（金）18：30～19：30 幕別町立幕別中学校 体育館 ・ 題名 （仮称）大空学園義務教育学校の取組から見る小中一貫教育 ・ 講師 大空学園義務教育学校 校長 村松 正仁 氏 ○ 「 <u>学校だより</u> 」による <u>情報発信②</u> （義務教育学校について）
3月	○ 「 <u>学校だより</u> 」による <u>情報発信③</u> （義務教育学校について）
4月	○ <u>保護者アンケート調査</u> （施設一体型、義務教育学校について）
5月	○ 「 <u>学校だより</u> 」による <u>情報発信④</u> （アンケート結果等） ※以降、毎月の「学校だより」で情報発信を行います。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

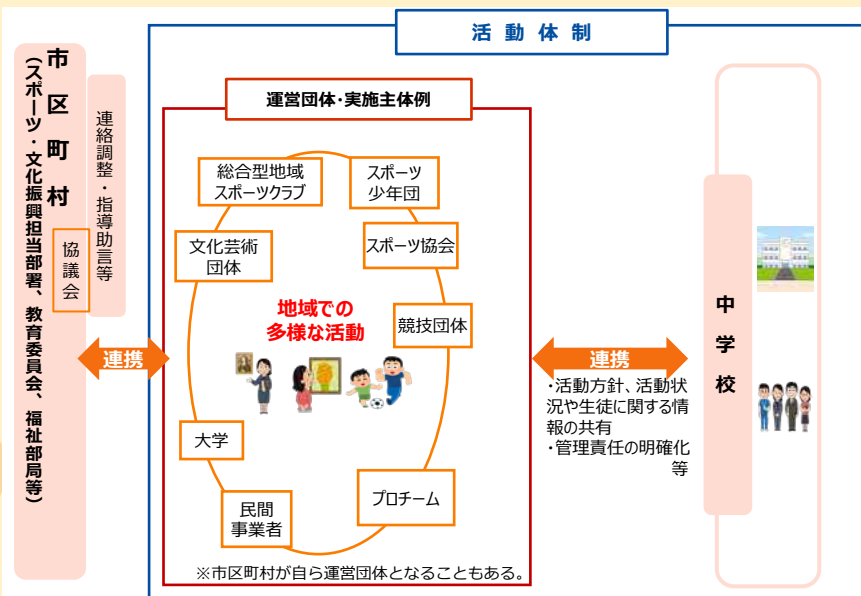
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

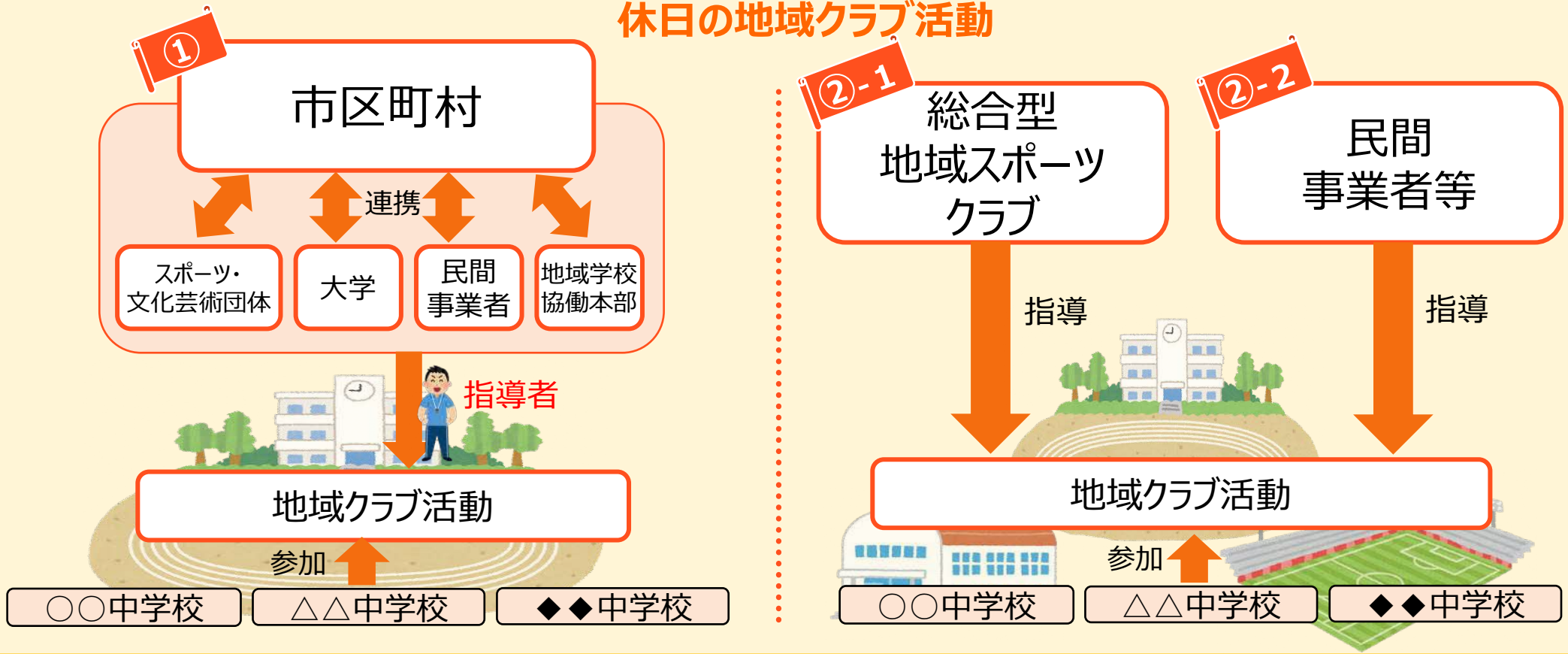
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

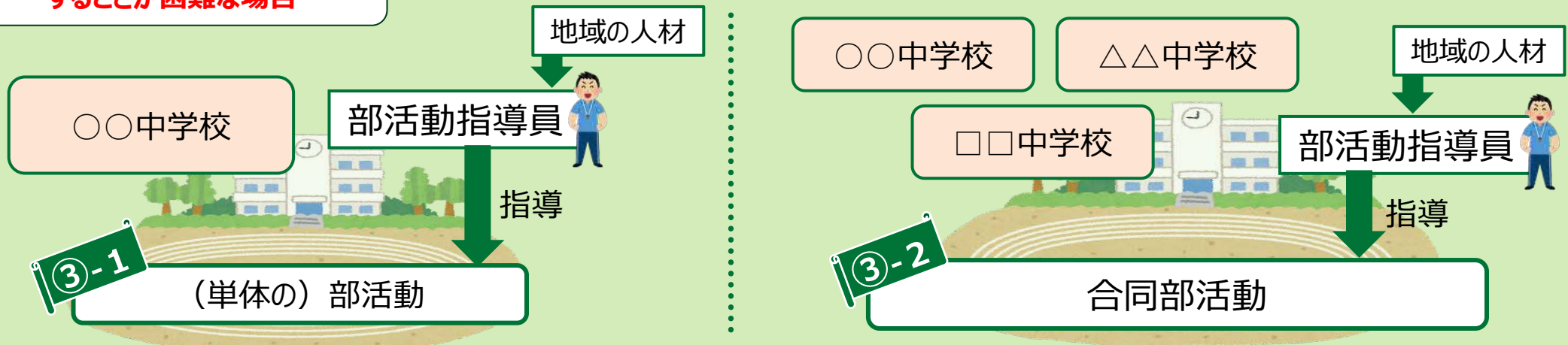


休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔都道府県：
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の
開放〕

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

令和4年度 町内中学校部活動加入状況

資料2-2

(人)

	幕別中	糠内中	札内中	札内東中	忠類中	合計	備考	
運動部	野球	2		15	9	10	36	合同
	サッカー			14	14		28	
	バスケットボール(男)			15	21		36	
	バスケットボール(女)			11	17		28	
	バレーボール			16	13	5	34	
	卓球	11		27	20	12	70	
	テニス(男)	7		32			39	
	テニス(女)	12		19	14		45	
	陸上	19		41		1	61	
	ソフトボール	1		2	2		5	合同
	アイスホッケー	1		2	2		5	合同
	スケート	3		2	2	4	11	
	スキー					1	1	
	バラエティー		4				4	
	小計	56	4	196	114	33	403	
文化部	吹奏楽	10		16	22		48	
	総合文化			22			22	
	パソコン				36		36	
	小計	10	0	38	58	0	106	
(引率のみ) その他	バドミントン	1		1			2	
	バレーボール(男)			1			1	
	剣道			2	2		4	
	水泳			1			1	
	フィギュア	1			1		2	
	小計	2	0	5	3	0	10	
合計	68	4	239	175	33	519		

生徒数 78 12 346 213 35 684 ※R4.5.1現在
 全体加入率 87.2% 33.3% 69.1% 82.2% 94.3% 75.9%